

会議議事録

2016年8月25日

宮田村役場建設課

会議 タイトル	第 8 回 宮田村景観計画策定委員会
議題	<p>報告事項</p> <p>(1) 第 7 回景観計画策定委員会報告</p> <p>①第 7 回議事録確認</p> <p>②第 7 回委員会のまとめ</p> <p>(2) 7/6 勉強会ならびに歴史保全区域説明会の報告</p> <p>協議事項</p> <p>(1) スケジュールの変更について</p> <p>(2) 景観計画(素案)について</p> <p>(3) 景観条例(案)および規則(案)について</p> <p>その他</p> <p>(1) 宮田村の景観を考える会、第 1 弾イベント報告</p>
日時	2016年8月17日(水) 午後3時00分から午後6時50分まで
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委 員：新谷久男、浦野宗明、竹平考輝、太田保、矢田典和、 窪田守男、天野早人、平澤正次、佐々木葉、藤倉英世</p> <p>進 行：平澤隆靖</p> <p>書 記：熊谷良太郎</p> <p>説明者：報告事項(1)(2)：熊谷良太郎(宮田村役場建設課)</p> <p>協議事項(1)：原寿(宮田村役場建設課課長)</p> <p>(2)：熊谷良太郎(宮田村役場建設課)、早稲田大学</p> <p>(3)：熊谷良太郎(宮田村役場建設課)</p> <p>その他(1)：天野委員</p>
欠席者 (敬称略)	委 員：湯澤讓司、須永次郎、三浦典子、春日孝昭、後藤寛、長田章敬
議事 (敬称略)	<p>1. 開会挨拶 (事務局原建設課長)</p> <p>【開会挨拶】</p> <p>2. 委員長挨拶 (浦野副委員長)</p> <p>本日は、湯澤委員長が欠席のため、副委員長の私が議事進行を務めさせていただきます。 後ほどスケジュールの報告もありますが、景観計画、条例を議論する最後の場となります。</p>

時間の限りもありますが、委員の皆さんのご意見をお願いします。それではよろしくお願ひします。

3. 報告事項

(事務局平澤)

【委員長欠席のため、宮田村景観計画策定委員会条例に基づき副委員長による議事進行を行う旨の説明】

【出席者確認、10名の出席を確認。委員会の成立の報告】

【資料確認、差替え資料、追加資料の説明】

(1) 第7回景観計画検討委員会報告

①第7回議事録確認

(事務局熊谷)

【資料2に基づいて議事録確認】

【訂正なし】

【議事録署名人の指名】

(浦野副委員長)

第8回景観計画策定委員会議事録について新谷委員と藤倉委員を指名。

②第7回委員会のまとめ

【資料3に基づいて第7回委員会のまとめを報告】

【質疑なし】

(2) 7/6勉強会ならびに歴史保全区域説明会の報告

【資料4に基づいて7/6勉強会ならびに歴史保全区域説明会の報告】

【質疑なし】

4. 協議事項

(1) スケジュールの変更について

(事務局原)

【資料5について、事務局原が説明】

9月定例議会に条例上程を行います。

景観行政団体移行前に景観計画策定委員会として最終の委員会を行います。

景観審議会を立ち上げる必要があるので、改めて連絡します。

(浦野副委員長)

今の説明について質問ありますか。

【質疑無し】

(浦野副委員長)

それではこのスケジュールで進めるとして次に進みます。事務局お願いします。

(2) 景観計画（素案）について

この項目については具体的に作業、提案を頂いている早稲田大学から説明を頂きます。

【資料6に基づいて景観計画（素案）を早稲田大学教授佐々木葉委員から章毎に説明、章毎に質疑応答を行った。】

・第1章 宮田村の景観の特徴と景観計画の目標

【資料6に基づいて第1章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(矢田委員)

景観と風景という言葉の使い分けについて、今の宮田村の景観は、人が関わって意識して作ってきたものではない、原風景というイメージ。

前回の委員会含め、原風景という言葉提案した。規制をかけるときには景観でもいいと感じるが、歴史、文化で出来上がったものは風景という言葉の方が心に残りやすいのではないか。

(佐々木委員)

そこについては悩みました。確かに、他の景観計画でも景観と風景の定義をしているところもあり、それを取り入れてもいいかとも思ったが、ただ、風景と記載したい箇所や、規制という部分では景観の方が分かりやすかったり、以降の章でも景観と風景が混在してきて使い分けが難しい。そのため、読み手からすると混乱するのとも考えました。

この1章に限り、その説明を加えてもいいと思います。

(矢田委員)

この景観計画を読んだ人から景観と風景の違いについては必ず質問が来る。景観なら景観でも問題ないとは思いますが、質問に対して対応できる様に用意をしておいたほうがいい。

関連して、宮田村風景の基盤という言葉が文中にあるが、これは意図して風景としているのですか。

(佐々木委員)

これについては記入ミスです。意図的に書いたものではないです。

(浦野副委員長)

景観というのも不自然ではないか。

(佐々木委員)

そうですね。極端に言えば土地利用になります。

(新谷委員)

それぞれの人の感じ方であり難しいが、少なくともどちらかで統一していく必要はある。ただ、普段の生活の中で聞き慣れた言葉は風景。

(窪田委員)

景観の方が景観計画という形からしても皆に分かりやすい。

(佐々木委員)

コラム的なものを付け加えていくのもあると思います。

(矢田委員)

風景という言葉が全体にマッチする。田園風景とかという言葉もある。

(竹平委員)

そこにこだわっていくのであれば、早い段階で景観の意味を加えながら風景と表記していけば良いと思う。

(藤倉委員)

基本的に人間と一体となっているのが風景。客観的に外から見たものが景観。

その使い分けは難しいので、佐々木先生に一任していきたい。

(浦野副委員長)

ではその部分について、一任という形で皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

(浦野副委員長)

それではそのようにお願いします。

他に質疑無ければ次に進みます。

・第2章 景観計画の区域

【資料6に基づいて第2章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(佐々木委員)

まず、区域図が2パターンあることについて事務局より説明をお願いします。

【資料6、5ページ並びに6ページについて、説明】

田園区域という言葉がありますが、これは県や他の地域でも一般的に使われているので、あわせた表記になります。

また、サブ区域についても各対象になるところからも大きな反対が無いのでこのままでいきたいと思います。

他に、中越集落の集落という言葉を外し、それに合わせて他にも使われていた集落という言葉も同様に外しました。

これについては問題ありませんでしょうか。

(浦野副委員長)

まず、今の提案について問題はないでしょうか。

【異議なし】

(浦野副委員長)

では、問題無しということで進めます。

(浦野副委員長)

中越の南西、町市街地区域と重なっている箇所はどのようになるのか。

(佐々木委員)

線を引く立場からすると都市計画を尊重したいと思います。

(新谷委員)

バッファーで新しく足したところですか。

(佐々木委員)

そうです。

(浦野副委員長)

制限はどうなるのか。

(佐々木委員)

サブ区域の基準はあくまで努力目標になるので、制限は基本区域が優先されます。

(事務局)

用途区域は第1種低層住宅専用地域になります。

(佐々木委員)

基本区域の線は元の区域のままで行きます。

(浦野副委員長)

他に2章について質問はないでしょうか。

【質疑なし】

(浦野副委員長)

では、問題無しということで進めます。

・第3章 景観形成に関する方針

【資料6に基づいて第3章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(佐々木委員)

文言の修正はありますが、以前の委員会でお示しした内容と大きな修正はありません。

(浦野副委員長)

それではこの内容について質疑ありますか。

【質疑なし】

(浦野副委員長)

それでは次に進みます。

・第4章 行為の制限

【資料6に基づいて第4章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(佐々木委員)

4-1 目的の追加を行いました。

景観形成基準について、勉強会等を踏まえたものにしてあります。

高さ制限について、既に建っている物が基準を超えている場合がある。こういったものに対して、適用除外を追加していく。例外規定はあるが、あくまでも議論して可能となりますということです。

(浦野副委員長)

それではこの内容について質疑ありますか。

【質疑なし】

(浦野副委員長)

それでは次に進みます。

・第5章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

【資料6に基づいて第5章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(佐々木委員)

点的な要素ですが、景観上あるといいと思える樹木、建物を指定していく内容になっています。

(浦野副委員長)

それではこの内容について質疑ありますか。

【質疑なし】

(浦野副委員長)

それでは次に進みます。

・第6章 その他の景観形成のために重要な事項

【資料6に基づいて第6章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(佐々木委員)

目次のところでも説明しましたが、以前お示しした際にはそれぞれが独立した章立てになっていました。それらをまとめて第6章としました。

(浦野副委員長)

それではこの内容について質疑ありますか。

【質疑なし】

(浦野副委員長)

それでは次に進みます。

・第7章 景観形成に向けての方策

【資料6に基づいて第7章を早稲田大学教授佐々木葉委員から説明】

(新谷委員)

6章と7章に出てきている景観農業振興整備計画は先生の発案ですか。

(佐々木委員)

景観法の中に定められている仕組みです。

(新谷委員)

村にはいくつか農業振興にかかる協議体があります。それと農業委員会自体もこの4月から変わって農業委員の仕組みと、さらに農地利用を進めていく中で農業委員だけではなく農地適正化推進委員を選んで農地利用を図っていくという仕組みづくりが求められている。宮田の場合には来年4月に改選になる。その時点から組織ができる。

今の農業委員会だと、農地の流動化的な部分を含めてその中でやっていこうという形。そういった仕組みの中に上手く農地転用の際にどうなるかということを活用していくということを理解することが必要になる。

(浦野副委員長)

文言には景観農業振興整備計画を策定できるとあるが、これはするとかではなくて、策定できるということでしょうか。

(佐々木委員)

はい、その通りです。

(矢田委員)

長野県の景観農業振興整備計画資料を読んだが、田園風景と原風景は農業の営みがあるが、農業構造の変化で難しくなったのでそれに変わるべく担い手をどうするかということを中心として農村を守るための振興計画を作りましょう。そして、全体的に農業景観を守る取り組みをすると補助金が出るといったものと感じた。

農地・水・環境整備を物語風にしたものと思う。

(藤倉委員)

農地転用の問題が多い。

最も直接的に景観に現れる土地利用に関する行為の決定に際しては、この組織図の中の庁内連絡会議、例えば委員会などを入れておくことで確実に議論の対象になる。もちろん最終的な決定はその部署が決定していくわけだが、ここにそういった委員会みたいな組織を入れるのも手かとは思いました。例えば、この図に農業委員会を足すのはどうか。

(佐々木委員)

例えばもう少し広く考えると、教育委員会が文化財や景観に対しての教育も行ったりすると思うので、むらづくり基本条例では行政という言葉の定義があって、村長や役場の中、色々な委員会として農業委員会としなくて、委員会としておくのも言いかと思えます。

(藤倉委員)

農転のことについて特出して本文の中で触れるのか、今言った委員会の箇所でも例示して入れるのか。ただ、特出しても自分の委員会だけかという意味で取られてしまう。

あらゆる部署で気をつけるように一回は議論していただきたいという意味をこめて何か入れたほうがいいと思う。

(矢田委員)

前回の勉強会の中ででていたが、全体の流れの中で農振外すところから定期的にしっかりフォローしていかなければならない。

そのため、はっきりした位置付けにしたほうがいい。

農振で許可が出ても、景観で許可が下りないと困る。

(浦野副委員長)

委員会という名前はこういったものがありますか。農業、教育、選挙管理、位でしょうか。

(天野委員)

行政委員というくくりでの表現はどうでしょうか。

(矢田委員)

行為の制限なので、都市計画法上のチェックがかかる部分が庁内連絡会議の中に入っていればいいと思う。

(浦野副委員長)

産業推進室が入れば事務局は入っているので入れなくても委員会を入れなくてもいいと思います。

(矢田委員)

景観審議会は大きく作らなくてもいいのではないか。都市計画審議会の下部組織にしたほうがいいのではないか。部会みたいな形で。

(浦野副委員長)

都市計画審議会はどの程度の活動をしていますか。

(事務局原)

その都度必要な際に開催しています。

それで行くと、景観審議会も宮田の建築の実情を見て、同じようにその都度必要な際に開催するのに加えて、年に1回以上会議を開いて今年度何件あったかという報告は行っていく。

調査ということもあるので、計画をよりブラッシュアップするための会議、また、活性化していく仕組みを検討するということはあると思う。

あまり、規制の部分や諮問にかかる部分だけをみるとそこまで景観審議会は開かれないと思う。

また、下部組織ではないにしても都市計画審議会委員の方と委員を重ねることはあってもいいと考えていますが、まだ審議会について検討中なので今後詰めていきたい。

(浦野副委員長)

では、そこについては事務局で検討してもらおうということでお願いします。

他はいかがでしょうか。

(天野委員)

44pに「一定期間を経て適切な評価を行います」という文言があるが、どのくらいの期間か数字で表したりはしないのか。

(事務局原)

何年ごとに見直さなければならないというのは法的にはないが、見直しをしたほうがいい

いと考える中で、具体的な数字をあげるよりどころが無かったのでこの表現になっています。

(天野委員)

景観審議会が都度あればそのタイミングで評価をすればいいが、景観審議会があまり開催されずに、期間の定めが無いと計画を立てて終わりにになってしまうのではないかという危惧がある。

(事務局原)

景観審議会は、諮問をしてそれを審議するという形で開かれるのは無いと思うが、少なくとも1年でこういった案件があったか等を報告会という形で少なくとも年1回は開催していく。

計画の中では景観農振どうするか、将来に向かって行っていくことなどあるので開催はされていくと考えています。

一定期間を経てというのを具体的に入れるのもありかとは思いますが。

(天野委員)

最近の村で作っている色々な計画は法的根拠が無くても数年で見直しをするようにしているの、入れておいたほうがタイミングで話ができたりする。

(藤倉委員)

歴史保全区域の話はそのままの状態というわけにはいかないの、少しずつでも合意形成をしていかなければならない。また、地域で活動している例も出始めている。

景観計画を変えるということではなく、どういう状態かを評価することを想定するのであれば5年くらいが評価するにはいいかもしれません。

審議会が1年に1回はどんな状態かを確認していくわけですから、5年という単位は全体で評価するのはいいかとも思います。

(太田委員)

最低でも5年に一度はする必要がある。

ある会の審議会は見直しもしなくてそのまま来ている。どうなっているのかもわからない状態になっている。審議会でも1年に1回は少なくとも見直しやどういう状態かを話し合うべきだと思います。

(浦野副委員長)

審議会を1年に1回開催するのは文言として入れるのですか。

(事務局原)

見直しの一定期間は「5年を目処に」という形はあると思います。

(天野委員)

審議委員は2年任期なの偶数年というのもあると思います。

(窪田委員)

この文章でも必要に応じて審議会の開催はできるので、区切らなくてもいいと思う。入れるのであれば、5年以内や5年を目処にといった文言かと思う。

ただ、評価を行います、改善を行いませんだとさらに困る。

(佐々木委員)

1章の位置付けでも総合計画の下に入っているのです、そこでシステム上行うとは思いますが、5年程度という言葉を入れるのであればいれるし、あるいは景観上重要な変化があった場合には当然見直すこととなります。

(天野委員)

説明ができれば問題ないのですが、その説明ができないと困る。いつかやるということだと困る。それが明確に5年以内ということであればそれはいいとも思う。

(竹平委員)

ここで言う評価の対象が、この条例がきちんと機能しているかということまで含めると、作ったら作りっぱなしで、管理されていないという機能していないということ自体を評価してどうなのかという統一の見解がもてればいいとも思う。

景観に対して結果どうなるかという注目がいきやすいが、この条例が機能しているかを上手く文言でいれてあげればいいと思う。

そうするとチェックしていないとなったときにそれ自体が問題だと。だったらもう一度見直したほうがいいと。

(藤倉委員)

運用も含めてということですね。

(浦野副委員長)

できれば年数を入れたほうが良いということでもよろしいでしょうか。

(佐々木委員)

「一定期間かっ5年」という表記ですね。

(矢田委員)

この計画は何年計画というものではないということでもよろしいか。

(佐々木委員)

はい。そういった計画ではありません。

(矢田委員)

規制行為を行うことに実情があわなくなったら見直しをしますということは書いてあるのでいいと思う。文章的にはこれでいいと思うが、5年以内などの数字を入れたほうがいい。

特に規制行為がどうであったかという、近隣の市町村に比べ、きつめの数値を使っているのでそれと比較したという実績もあると5年以内とか数字を入れたほうがいい。

(窪田委員)

44p 7-2景観協議会を作ってやっていくが、この景観協議会のイメージはどのようなものか。

(佐々木委員)

景観法に定められているもので、行政と民間両方が入れる。また、例があったのが、隣同士の景観行政団体がひとつの協議会を作ってより広域の景観形成をしていきたいと思いますというときに使えるよう作られています。

(事務局原)

この文言については少し分かりにくいので、前段で「景観法による」と加えた方が分か

りやすいと思います。

(窪田委員)

連絡協議会のようなイメージかと思いましたがそういうわけではないですね。

(藤倉委員)

確かに分かりにくいところがあるので注釈を加えるといったことで対応していきたい。

(事務局原)

景観審議会と景観協議会は一文字しか変わらないので誤解を招く可能性もありますね。

(窪田委員)

景観整備機構も景観法に基づくものですね。

(佐々木委員)

その通りです。

(藤倉委員)

景観整備機構の方がさらに使いやすい。今使われている状態をみると景観協議会の方が規模が大きくなる。

(浦野副委員長)

※1のように注釈を加えると分かりやすいかもしれませんね。

他はいかがでしょうか。

今回の委員会で決めたことは、次回で多少の変更はできるのでしょうか。

(事務局原)

多少というのは文言の修正ということでしょうか。そうであれば11月頃の最終案が固まるまでは可能です。

(浦野副委員長)

第9回をいつ開催するかによって多少の変更ができるのかということですね。

(事務局原)

今日はこういう形でお示ししましたが、最終案までに皆様の意見を頂戴すれば第9回を10月末から11月初旬に開くときに反映できます。

(浦野副委員長)

今の意見を取りまとめてもらって最後こんな形になりましたというのを第9回に出すということですね。

(佐々木委員)

さらに言えばそれをパブリックコメントにかけて多くの意見を頂き、もう一度景観審議会にかける形となります。

12月頃景観行政団体に移行して、その後審議会の意見を聴くことが条例に載っているので、ここで議論したものを審議会でも意見いただいて、もちろんパブリックコメントで、こんな計画は認められないという意見がたくさん出れば見直さなければならないですが。

手続き的に言うと1月に公示縦覧をして施行すると。

(浦野副委員長)

本日の審議について多少の手直しがあれば第9回に直していくという形でもよろしいでしょうか。

【異議なし】

(浦野副委員長)

それでは次に進みます。

(3) 景観条例(案)および規則(案)について

【資料7、資料8について、事務局熊谷が説明】

(事務局原)

補足になります。景観法と連動している部分が多く出てきますが、そこは条例に書きなさいと法律に書いてあるので条例に書いてあるという認識でお願いします。

第1章については、法律があまり出てこない条文であり、村が独自に定めた内容になるのでそういった視点でご確認いただきたいと思います。

(窪田委員)

事業者の定義を入れた方が良くはないのでしょうか。宮田村にいる人、住民、働いている人全員が考えていきましょうということを考えると事業者という言葉では足りない可能性がある。どこまでをさすのでしょうか。

(事務局原)

定義の中で、むらづくり基本条例の例によるとしてあるので、そちらを引用しています。

(天野委員)

事業活動を行うにしても宮田村の事を無視して活動するのはありえないので、この内容でいいかと思います。

(浦野副委員長)

これについて何かを考慮する際、例えば建築確認の際、申請者は社長だけではなく支店長になる場合もある。コンビニエンスストアも10㎡以下の物件はないと思うし、農地法という農地の関係にしても申請する人は申請人で出てくるので縛ることができる。そういった網にかかるのでいいのではないか。

(浦野副委員長)

他にいかがでしょうか。

(矢田委員)

第3条第1項から第3項について文章だけで見ると意味が分かりにくい。質問があった際に事務局で説明ができればいいと思うが。

(事務局原)

第3条第1項は確かに第6条と似ていますが、景観計画だけではないという意図で書かれていると認識しています。

(佐々木委員)

景観計画の策定は法に基づくことなので、法に基づいた条例で、第3条は自主条例となります。景観に資するような補助を出すとかは景観計画には直接景観法の中にはその仕組みは無いのでその他のことをここで受けていると認識しています。

(事務局原)

第3条の3項は行政が建築する建築物・工作物に当たるものと思います。そうすると公共施設の整備は何かという話にはなりますが。

(藤倉委員)

読み方としては先が公共建築物とすれば土木施設かと読める。

県と同じものであるならばいいが、そうでないのならば分かりにくいところがあります。

(浦野副委員長)

どこを参考にしてこの内容を作成しましたか。

(事務局熊谷)

他市町村、伊那市、駒ヶ根市、南箕輪村の例を参考にしています。

(事務局原)

前段が新築、後半が維持管理と読めなくもないかと思いますが、分かりにくい箇所があるので確認をしておきます。

(藤倉委員)

景観条例の中には景観計画の策定という第2章第6条から書いてあるが、景観計画の範囲を定め、区域を設定すると書かれている場合もある。

今回の場合、区域を分けているし、名前を入れてしまうと条例なので景観計画を変更する際に条例も変えなければいけないので、区域の名前を入れずにしてもここで行った段取りを入れておくのもやり方かと思う。

景観条例の中に入れるものは守ってほしいような強調しておきたいことは入れておくこともあるので、上手くいくのであれば検討していただきたい。

(浦野副委員長)

事務局で検討してもらおうということでお願いします。

できたものは事後報告となりますが第9回で報告してください。

(佐々木委員)

議会にかける前の細かいところの修正は事務局一任でよろしいでしょうか。

(浦野副委員長)

では、事務局一任でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(浦野副委員長)

異議なしということで条例について修正等は事務局に一任します。

それでは次に進みます。

5. その他

(1) 宮田村の景観を考える会、第1弾イベント報告

	<p>(浦野副委員長) 次第にはありませんが、天野委員から宮田村の景観を考える会のイベント報告を行っていただきたいと思います。</p> <p>【追加資料に基づき、代表の天野委員から説明】</p> <p>(新谷委員) アンケートをとられたとのことだが、こういった方式で行ったのか。</p> <p>(天野委員) 複数回答ありのインデックス形式です。</p> <p>(浦野副委員長) 他にはよろしいでしょうか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>よろしければこれで第8回宮田村景観計画策定委員会を終了いたします。</p> <p>【閉会】</p>
資料	<p>事前配布資料</p> <p>(資料 1) 第8回 宮田村景観計画策定委員会 会議次第</p> <p>(資料 2) 第7回委員会議事録</p> <p>(資料 3) 第7回委員会のまとめ</p> <p>(資料 4) 7/4 勉強会ならびに歴史保全区域説明会報告書</p> <p>(資料 5) スケジュールについて</p> <p>(資料 6) 景観計画 (素案)</p> <p>(資料 7) 景観条例 (案)</p> <p>(資料 8) 景観条例規則 (案)</p> <p>差替資料</p> <p>(資料 7 : 修正) 景観条例 (案)</p> <p>(資料 8 : 修正) 景観条例規則 (案)</p> <p>(追加資料) 宮田村の景観を考える会、第1弾イベント報告</p>